



新潟労働局発表

報道関係者 各位

平成28年 6月 1日  
新潟労働局 需給調整事業室  
需給調整事業室長 小黒 正勝  
需給調整事業係長 小林 康夫  
TEL : 025-288-3546 (直通)

## 派遣労働者が約2万7千人に増加

～労働者派遣事業の平成26年度事業報告の集計結果(新潟労働局管内)について～

労働者派遣事業の事業運営状況については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に基づき、各派遣元事業主から当該事業所の事業年度毎に労働者派遣事業報告書(以下「報告書」という。)が新潟労働局を経由して厚生労働大臣に提出されています。

このたび、平成26年度中(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に事業年度が終了し報告書を提出した派遣元事業所の事業運営状況について取りまとめましたので、その概要を公表します。

### 【概要】

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 派遣労働者数(注1)      | 27,409人(対前年度比 5.5%増) …①+②+④ |
| 常用換算派遣労働者数(注2)    | 11,838人(同 0.1%増) …①+③+④     |
| (1) 一般労働者派遣事業     |                             |
| 常用雇用労働者           | 4,233人(対前年度比 3.5%増) …①      |
| 登録者               | 21,140人(同 7.2%増) …②         |
| 常用雇用以外の労働者(常用換算)  | 5,569人(同 0.2%増) …③          |
| (2) 特定労働者派遣事業     |                             |
| 常用雇用労働者           | 2,036人(同 6.5%減) …④          |
| 2 派遣先件数           | 8,331件(対前年度比 4.1%増)         |
| (1) 一般労働者派遣事業     | 7,468件(同 5.7%増)             |
| (2) 特定労働者派遣事業     | 863件(同 7.4%減)               |
| 3 年間売上高 (総額)      | 390億03百万円 (対前年度比 7.2%増)     |
| (1) 一般労働者派遣事業     | 292億57百万円(同 8.2%増)          |
| (2) 特定労働者派遣事業     | 97億46百万円(同 4.3%増)           |
| 4 派遣料金(8時間換算)(注3) |                             |
| (1) 一般労働者派遣事業     | 13,380円(平均)(対前年度比 0.8%減)    |
| (2) 特定労働者派遣事業     | 21,180円(平均)(同 1.7%減)        |
| 5 派遣労働者の賃金(8時間換算) |                             |
| (1) 一般労働者派遣事業     | 9,144円(平均)(対前年度比 2.9%減)     |
| (2) 特定労働者派遣事業     | 13,598円(平均)(同 2.7%減)        |

(注1)「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。

「登録者」は、過去1年以内に労働者派遣をされたことのある登録者の合計。

(注2)「常用換算派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者(常用換算)数、並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。

「常用雇用以外の労働者(常用換算)」は、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等(登録者のうち派遣された者を含む。)を、常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの)したものである。

(注3)「派遣料金」は労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものである。

(参考1)一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(主として、登録型の労働者を派遣する事業)であり、許可制となっている。

(参考2)特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。

## 1 派遣実績事業所数

平成 26 年度中に事業年度が終了し報告書を提出した一般労働者派遣事業の事業所は 185 所であったが、うち派遣実績のあった事業所は 150 所であり 81.1%を占めている。また、報告書を提出した特定労働者派遣事業は 741 所であったが、うち派遣実績のあった事業所は 295 所であり 39.8%を占めている。

## 2 派遣労働者数

実際に派遣された派遣労働者数(※1)は 27,409 人(対前年度比 5.5%増)、常用換算派遣労働者数(※2)は 11,838 人(同 0.1%増)となっている。

具体的には、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者が 4,233 人(同 3.5%増)、登録者数(※3)が 21,140 人(同 7.2%増)となっている。また、常用雇用以外の労働者(登録者が労働者派遣される場合)の常用換算(※4)は 5,569 人(同 0.2%増)となっている。

一方、特定労働者派遣事業では、常用雇用労働者が 2,036 人(同 6.5%減)となっている。

※1 派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用労働者数の合計としている。

※2 常用換算派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者の常用換算数、並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計としている。なお、常用以外の労働者の常用換算数には、日雇派遣労働者の常用換算数を含んでいる。

※3 登録者には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

※4 常用換算とは、常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除した者である。

## 3 派遣先

労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数は、一般労働者派遣事業では 7,468 件(対前年比 5.7%増)、特定労働者派遣事業では 863 件(同 7.4%減)となっている。この結果、全体としては 8,331 件(同 4.1%増)となっている。

## 4 売上高

(1) 労働者派遣事業に係る売上高は、一般労働者派遣事業では 292 億 5656 万円(対前年度比 8.2%増)、特定労働者派遣事業では 97 億 4,647 万円(同 4.3%増)となっている。この結果、合計は 390 億 303 万円(同 7.2%増)となっている。

(2) 売上高をランク別にみると、一般労働者派遣事業では売上高 1 億円から 1 億 5,000 万円未満の事業所が最も多く 38.0%を占め、売上高 5,000 万円未満の事業所は 36.0%であるが、特定労働者派遣事業では売上高 5,000 万円未満の事業所が 78.3%を占めている。

## 5 派遣料金

一般労働者派遣事業の平均料金は1日当たり 13,380 円で、前年度の 13,490 円より 0.8%減であった。また、特定労働者派遣事業の平均料金は1日当たり 21,180 円と、前年度の 21,544 円より 1.7%減となっている。

## 6 派遣労働者の賃金

一般労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は、9,144 円と、前年度の 9,413 円より 2.9%減であった。また、特定労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は 13,598 円と、前年度の 13,974 円より 2.7%減となっている。

## 7 紹介予定派遣

紹介予定派遣を行った派遣元事業所は42所(前年度50所)であり、紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の派遣先からの申込人数は1,139人(対前年度比7.7%増)、紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数は476人(同20.8%増)、紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数は409人(同39.1%増)、紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関わった労働者数は204人(同15.9%増)となっている。

## 8 派遣契約の期間

労働者派遣契約の期間(※5)については、一般労働者派遣事業では3カ月以下が85.8%となっており、6カ月以下のものが全体の96.1%を占めている。

特定労働者派遣事業では3カ月以下が68.1%、6カ月以下のものが全体の81.9%を占めている。

※5 労働者派遣契約の期間については、報告対象期間に締結した労働者派遣の期間であり、当該派遣労働者が当該業務に実際に派遣就業する期間とは必ずしも一致しない。

## 9 教育訓練

教育訓練の実績については、その種類(コース)は延べで824コースあり、対象者数は延べで44,633人となっている。

また、教育訓練を行う方法をOJT(※6)及びOFF-JT(※7)に区分してみると、一般労働者派遣事業ではOFF-JTが86.1%を占めているが、特定労働者派遣事業では31.7%となっている。

派遣労働者の費用負担別にみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業のいずれも「派遣労働者の費用負担無」が99%以上となっている。

※6 OJTとは業務の遂行過程内に行う教育訓練である。

※7 OFF-JTとはOJT以外の教育訓練である。